

第5章 「事前協議要綱」に定めるその他の基準

1 高さの基準

本市では、高さについて、景観形成上重要な要素であると認識しており、これまで「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」や「縮景園周辺建築物等美観形成要綱」において、高さの基準を設定し、市民や事業者の理解と協力をいただき景観誘導を行ってきました。

こうした実績を踏まえ、景観計画の運用開始にあわせて新たに制定した「事前協議要綱」においても、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（B地区及びC地区）」及び「縮景園周辺地区」について、従前の基準を踏襲した高さの基準を設けています。

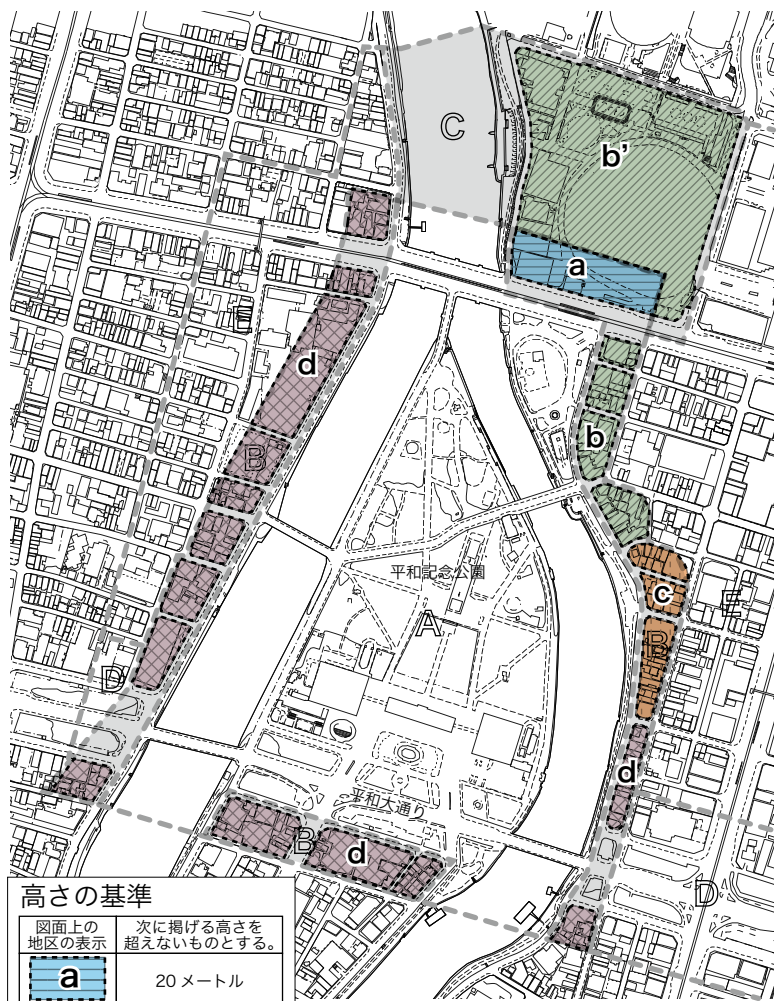
本市の良好な景観形成に向けて、引き続き、理解と協力をお願いします。

(1) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（B地区及びC地区）

世界遺産である原爆ドームの周辺の景観保全を目的として、原爆ドームとの位置関係に基づき、それぞれの地区で高さの基準を定めています。

なお、景観計画に定める南北軸線上の眺望景観を保全・形成するための「高さの最高限度の基準」については、別冊「広島市景観形成ガイドライン（原爆ドームを望む南北軸の眺望景観）」をご覧ください。

地区区分



【a（高さの基準 20m）】

平和記念資料館本館、広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）及び原爆ドームは、平和記念公園の中心軸として、南北一線上に配置されています。

この南北の軸線を見通す景観は、平和の象徴としての原爆ドームの存在感を確保する観点から特に重要であり、南北軸の延長線上に位置する当該地区については、建築物等の高さをできるだけ抑えるものとします。

具体的には、平和記念資料館本館下から原爆ドームを見た場合、原爆ドームの円蓋部及びそれを支える躯体上部の階段室部分の背後に建築物等が見えないようにし、そのための高さの基準は、原爆ドームの梁の位置とほぼ同じ 20mとします。

【b、b'（高さの基準 25m）】

当該地区は、対岸や元安橋など多くの地点から見た場合に、原爆ドームとバランスのとれた景観形成が求められる地区です。このため、建築物等の高さを原爆ドームの円蓋頂部の高さにそろえることにし、その高さの基準は 25mとします。

【c（高さの基準 37.5m）】

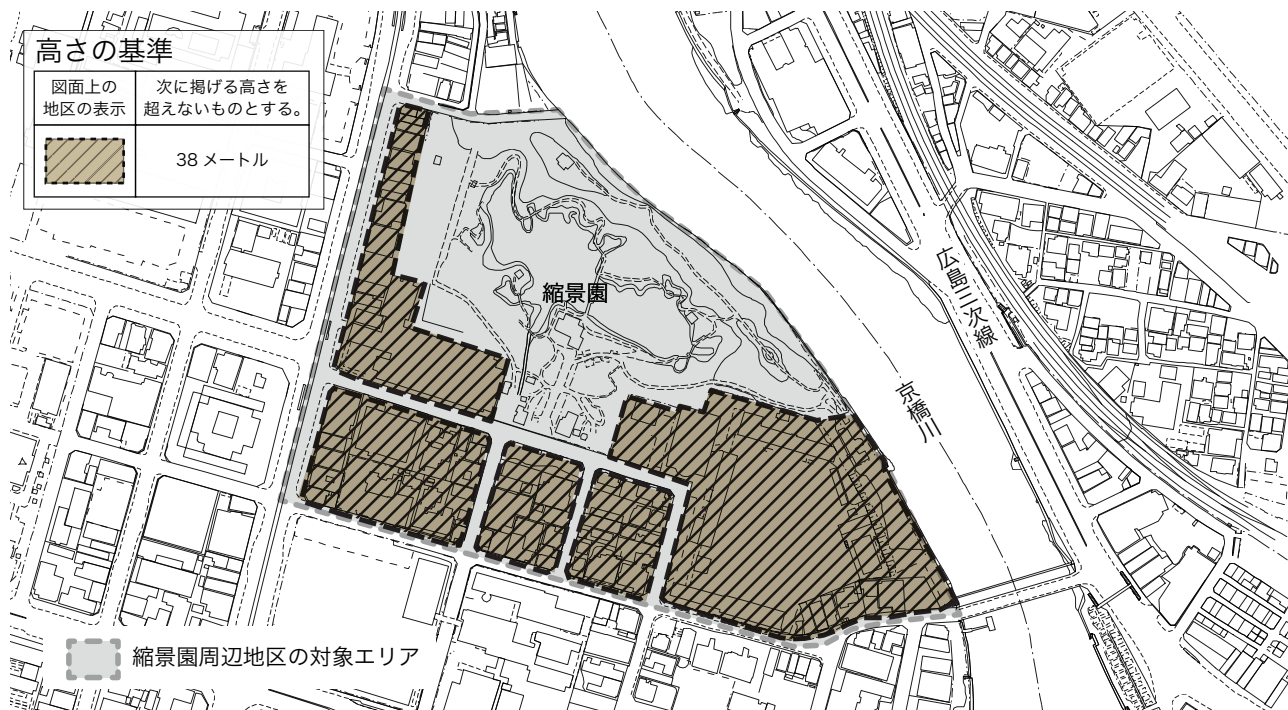
b地区に隣接する当該地区については、原爆ドームからの距離に応じ、段階的に高さを誘導していく観点から、b地区の 25mと d地区の 50mの中間値の 37.5mとします。

【d（高さの基準 50m）】

当該地区では、マンションや業務系ビル等が多く立地しています。マンションについては、一般に 45m程度で建設されることが多く、また、これまでのこの地区における建築物等の高さの最高値は、51.5mであることから、建築物等の高さの上限を 50mとします。

(2) 縮景園周辺地区

国指定の名勝であり、かつ、本市の重要な観光資源である縮景園の周辺地区について、良好な都市景観に資することを目的として、高さの基準を定めています。



2 屋外広告物又は掲出物件の美観形成基準

事前協議要綱において屋外広告物及び掲出物件の美観形成基準を示しています。

(1) 事前協議要綱に定める地区（4地区）

- 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区
- 平和大通り沿道地区
- 縮景園周辺地区
- リバーフロント・シーフロント地区のエリア

事前協議要綱に定める地区毎の基準
(景観形成広告整備地区の広告物景観形成指針)

備考：「リバーフロント・シーフロント地区のエリア」とは、市街地内の主要河川の区域及び護岸から200m以内の区域で、景観計画に示すエリアであるが、ここでは、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区並びに縮景園周辺地区と重複する部分を除いたエリアとする。

(2) (1) の地区以外の区域

届出対象行為となる建築物又は工作物の計画に付帯等して屋外広告物又は掲出物件を計画する場合には、以下の一般基準を示しています。

【一般基準】

- できる限り最小限の設置箇所数及び大きさとする。
- 文字等のデザイン・色は、ごちゃごちゃしたものやけばけばしいものは避け、建築物又は工作物との調和に配慮する。
- 屋上広告物は設けない。
- テナント名は、建築物又は工作物の入り口付近にパネル等により集合表示する。